**鳥海山・飛島ジオパーク認定商品**

**「ぺろっと鳥海山・飛島　～たのしくおいしいものがたり～」実施要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥海山・飛島ジオパーク認定商品「ぺろっと鳥海山・飛島　～たのしくおいしいものがたり～」について、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　鳥海山・飛島ジオパークは、約60万年前から活動を続ける鳥海山と、日本海に浮かぶ離島・飛島を中心とした秋田県、山形県にまたがる３市１町をエリアとしている。南北約100km、東西約70kmにおよぶこのエリア内は、暖流・活火山・湧水に育まれた自然と暮らしが息づいており、おのずから地域性に富む食の恵みにあふれ、豊かな食文化が育まれてきた。こうした「食の恵み」は、鳥海山・飛島ジオパークのテーマ「日本海と大地がつくる水と命の循環」を表わすものといえる。

鳥海山・飛島ジオパーク認定商品「ぺろっと鳥海山・飛島　～たのしくおいしいものがたり～」は、地域ならではの食の魅力を発信する商品を認定することで、そこに関わる人々のジオパークに対する多面的な理解と、ジオの恵みを活かした地域の産業振興を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において「認定」とは、申請された商品について、認定の基準（以下「認定基準」という。）に適合するものを鳥海山・飛島ジオパーク認定商品「ぺろっと鳥海山・飛島　～たのしくおいしいものがたり～」として認定することをいう。また、認定された商品を「認定商品」という。

（応募資格）

第４条　鳥海山・飛島ジオパークエリア内（由利本荘市、にかほ市、遊佐町、酒田市）に本社、営業所または工場がある企業、団体、または個人事業主。

（応募部門）

第５条　次の２部門を設け、毎年1回、対象となる商品を募集する。

(1) 飲食店部門…店舗内で飲食できるもの

(2）加工食品部門…持ち帰りができる加工食品

２　１事業者につき、１部門１点の応募とする。

３　「加工食品」とは、野菜加工品、果実加工品、穀類加工品、農産加工品、食肉製品、酪農製品、加工卵製品、水産加工品、調味料、飲料など、JAS 法で定める加工食品及び酒税法に定める酒類の事を指す。

（応募条件）

第６条　認定の対象商品は、当ジオパークエリアの大地・ヒト・自然のつながりが語れ、ユーモアな発想や創意工夫を凝らした独自性のある商品とし、次のいずれかの条件を満たすものとする。ただし、法令等を遵守していること。

(1) エリア内で産出・生産された産品や一次産品を主な原料とした、店舗内で飲食できるもの、もしくは加工食品。

(2) ジオパークの見どころとなる地形・地質等を模しており、エリア内で産出・生産された産品を１品以上使った店舗内で飲食できるもの、もしくは加工食品。

２　前項を満たしている場合、応募する商品の新規・既存の別は問わない。

（認定申請）

第７条　認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥海山・飛島ジオパーク認定商品申請書（以下「申請書」という。）（様式第１号）を鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）に提出しなければならない。

（審査会の設置）

第８条　協議会は、商品の認定に関する審査等を行うため、鳥海山・飛島ジオパーク認定商品審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会の運営その他必要な事項は、別に定める。

（審査方法）

第９条　審査会は、認定審査要領に照らし合わせ、書類審査と試食審査を行う。

２　試食審査については申請者からの説明とアピール、ヒアリングにより審査を行うものとする。

（認定基準）

第１０条　協議会は、認定にあたり次の通り基準を定める。

(1) 商品と鳥海山・飛島ジオパークとのストーリー性

　　①鳥海山・飛島ジオパークにつながるストーリー性を有しているか（地質・地形的特徴、自然、歴史、人の営み）。

　　②商品を見たり食べたりした方が、鳥海山・飛島ジオパークのことを人に伝えたくなるような商品か。

　(2) 商品の地域性や独自性

　①商品にジオパークエリア内の産品を使用していること。

②商品の原料にこの地域らしさがあるか。

③ユーモアな発想や創意工夫を凝らすなど、商品に独自性があるか。

（認定の決定）

第１１条　協議会は、審査において、商品が認定基準に適合すると認められるときは、認定商品に認定する。

２　協議会は、認定商品の認定を受けた者（以下「認定者」という。）に認定証を交付する。

（認定期間）

第１２条　認定期間は、認定日から２年間とする。

２　再認定審査の方法は、別に定める。

（認定の表示）

第１３条　認定商品については、鳥海山・飛島ジオパーク認定商品「ぺろっと鳥海山・飛島　～たのしくおいしいものがたり～」認定マーク（以下「認定マーク」という。）を商品に表示することができる。

（認定の変更）

第１４条　認定者は、認定商品について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、内容変更届（様式第２号）を速やかに協議会に提出しなければならない。

(1) 申請書の内容に変更が生じたとき。

(2) 認定商品の生産、販売または提供を中止したとき

(3) 認定商品の規格、形状、包装及び容器に関わるデザインを著しく変更したとき。

（認定の調査及び検査）

第１５条　協議会は必要があると認めるときは、認定商品の調査や検査を行うことができる。

（認定の取り消し）

第１６条　 次の事項に該当する場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 認定商品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) 虚偽の申請をして認定を受けたことが判明したとき。

(3) 認定商品の生産若しくは販売を中止し、又は廃止した場合において、再開の見込みがないとき。

(4) その他、認定商品として認定することが適当でないと認められたとき。

２　協議会は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第３号)により認定者に通知するものとする。

３　第１項の規定により認定が取消されたときは、認定者は直ちに認定証を協議会に返却しなければならない。

４　協議会は、認定を取消したときは、必要に応じてその対象となる認定商品及び認定者を公表することができる。

（認定者の責務）

第１７条　認定者は、生産、製造、流通、販売等において、当該認定商品に係る法令等への抵触、事故、苦情等が発生したとき、その一切の責務を負い、当該事故等の解決に向け誠実な対応をすること。

２　認定者は、消費者及び流通関係者に対して、認定商品の積極的な情報発信に努めること。

３　認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、認定商品等事故発生通知書（様式第４号）により直ちに協議会に報告すること。

（損害賠償）

第１８条　認定商品の瑕疵により事故が発生した場合は、認定者がその損害賠償の責務を負うものとし、協議会はその原因如何に関わらず、これを負わない。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成30年６月１日から施行する。